

各種困り事相談は警察総合相談電話に！

～警察からのお知らせ～

緊急な事件・自己の警察への通報は「110番」ですが、緊急でない防犯・少年・暴力・交通問題等の困り事相談は、警察総合相談電話局番なしの「#9110」へお願いします。また、今年から9月11日を「警察相談の日」としましたので、いつでもお気軽に警察へご相談ください。

あなたの愛車忘れず点検、安心カーライフ!!

～自動車点検整備推進運動実施中～

運輸省では9月1日から2ヵ月間「自動車点検整備推進運動」を全国的に実施しています。快適なカーライフは日常の保守・点検により実現します。車は使用により摩耗し機能低下するもの。あなたの愛車はあなた自身の管理意識により適切な点検整備に努めましょう。

車に関するお問い合わせは

新潟陸運支局整備課又は検査担当（電話025-285-3125）

長岡自動車検査登録事務所（電話0258-22-1131）

弁護士・建築士があなたの相談にお答えします！

～建築・住宅相談窓口を開設しました～

近年の建築住宅をめぐる情報はより高度に、そしてより複雑になってきています。県では一級建築士による技術的な相談・弁護士による法的な相談の窓口を開設しました。秘密は厳守、相談は無料、電話による相談にもお答えしますのでお気軽にご利用ください。

・建築士による相談 月曜～金曜（祭日を除く）午前9時から午後6時まで

・弁護士による相談 平成11年10月27日（水）、平成12年2月23日（水）

平成11年12月22日（水）いずれも午後1時～4時まで

※ 弁護士による相談は希望日の前の週の金曜日までに予約をしてください。（平日の午前9時～午後4時まで）詳しくは（財）新潟県建築住宅センターまで（電話025-283-0851）

特別養護老人ホーム等「横雲の里」 一般公開について

新津市・亀田町・村松町・小須戸町・横越町で構成する社会福祉法人「中蒲原福祉会」では10月1日（金）より開設される特別養護老人ホーム等「横雲の里」の一般公開を次のとおり行ないます。

○日時 9月26日（日）午前10時～午後4時

○場所 中蒲原郡横越町大字沢海2536番地
特別養護老人ホーム「横雲の里」

○問い合わせ 横越町役場健康推進課内「特別養護老人ホーム建設準備室」

電話 025-385-2111

あなたの体温計は大丈夫ですか？

～体温計・血圧計・家庭用はかり等の検査を実施します（無料）～

なにげなく使っている計量器具が正しい数値を表示しているかどうか確かめてみましょう。

・検査日時 9月22日（水）午前10時から午後3時30分

・会場 中央公民館1階ロビー

・対象計量器 体温計、ヘルスメーター、キッチンスケール、ベビースケール、血圧計（構造上、一部できないものもあります。）

・検査結果 成績表又は結果表を付してお返しします。

・検査料 無料

今月のお知らせ

- 1日 防災の日（国土庁、消防庁）
- 5日 救急医療週間（～11日・厚生省、消防庁）
- 9日 救急の日（厚生省、消防庁）
- 12日 宇宙の日（科学技術庁）
水路記念日（海上保安庁）
- 15日 敬老の日・老人保健福祉週間（～21日・厚生省）
- 20日 動物愛護週間（～26日・総理府）
空の日・空の旬間（～30日・運輸省）
- 21日 秋の全国交通安全運動（～30日・総務庁）
- 24日 結核予防週間（～30日・厚生省）
環境衛生週間（～10日1日・厚生省）

敬老会のご案内

永年にわたり、社会・家庭に尽力されたお年寄りを敬愛し、長寿を祝う趣旨で、今年も75歳以上の方を対象に敬老会を行います。

- ・日時 9月15日（水）午前10時30分～
- ・会場 小須戸町町民体育館
- ・内容 ・長寿及び金婚ご夫妻の表彰
・アトラクション他
- ・対象者 大正14年3月31日以前に出生した方

★バス運行時間

- ① 下興野通園バス停9：20 → ウデコキ北山神社前 → 本町5バス停 → 本町4バス停 → 本町2バス停 → 本町1須藤商店前 → 役場前バス停 → 町民体育館
- ② 水田農協倉庫前9：20 → 小向バス停 → 明願寺前 → 町民体育館
- ③ 鎌倉バス停9：20 → 大沢バス停 → 高ヶ沢バス停 → 矢代田西口バス停 → 町民体育館
- ④ 村祐スタンド前9：20 → 矢代田駅前 → みなみ食堂前 → 町民体育館
- ⑤ 竜玄古津農免道路9：20 → 竜玄仙人海寺前 → 新保地域研修センター前 → 新保公会堂前 → 町民体育館



家屋調査のお願い

※平成11年中の建築住宅について家屋調査を行っております。

調査の対象は、新築・増築・改築された家屋等です。尚、調査を行う前に案内をしてから伺いますのでその際には御協力の程よろしく願います。

※家屋等を壊された方は届出がないと固定資産税の課税の対象のままとなります。

「家屋滅失届」を役場税務課まで必ず提出してください。（用紙は税務課にあります。）

在宅障害者歯科保健指導の実施について

在宅で心身に障害のある方々を対象に歯科保健指導を実施します。希望される方は9月10日（金）までに福祉係まで連絡ください。

- 1、事業内容・歯科検診・入れ歯の相談
・歯磨きの指導
・歯科疾病の予防・相談
- 2、実施会場 きずなの家（小向）
- 3、実施日時 9月17日（金）午前9時30分～

※尚、本事業は保健指導であって治療を行なうものではありませんので予めご了承ください。